

高尾社労士事務所便り

約半数の企業が副業を許可
～パーソル総合研究所の調査から

◆調査の概要

副業を解禁するべきかの判断材料になる情報や、副業のメリットを享受したい企業がとるべきアクションを明らかにするため、総合人材サービス、パーソルグループのシンクタンク・コンサルティングファームである株式会社パーソル総合研究所は、インターネット調査を通じて、副業に対する企業と個人の意識調査の結果を公表しました。

今回は、その調査結果から注目すべき内容を取り上げてまとめます。

◆調査結果

・副業の許可と禁止割合

10人以上の従業員が勤務する企業の人事担当者(1,641人)の回答によると、「全面的に許可している」が13.9%、「禁止していない(希望者がいれば条件付で許可)」が36.1%、「全面的に禁止している」が50%という結果になっています。

副業許可企業

・副業許可の開始時期

副業許可企業に、許可を開始した時期を尋ねると、「1年以内」が22.8%、「2～3年前」が29.2%、「4～6年前」が22.8%と、働き方改革が叫ばれるようになったこの3年以内に許可を開始した企業が半数以上に上っていることがわかります。

・副業許可の効果

副業許可の効果を尋ねると、「従業員の社外人脈の拡大」52.2%、「モチベーションの向上」50.3%、「スキル向上」49.7%と、メリットを実感している割合が高く、一方で効果を感じていないとの回答は18%未満と少ないことがわかりました。

副業禁止企業

・企業規模別

副業禁止割合を企業規模別に見ると、10～100人未満の企業は43%台、100～500人未満企業で50%前後、



1,000～1万人未満企業は60%近くあります。

・設立年数別

10年未満企業の副業禁止割合は36.3%と最も少なく、50年以上企業は62.1%と最も高く、歴史のある企業ほど「全面的に禁止」の割合が高くなっていることがわかります。

・禁止理由

副業禁止の理由を尋ねると、「従業員の過重労働につながるから」が49.2%と最も多く、「自社の業務に専念してもらいたいから」が47%、「疲労による業務効率の低下が懸念されるから」43.6%となっています。

副業禁止が何となく染みついている時代ですが、この調査によると、半数が副業を認めている(条件付許可も含む)実態がわかります。しかも、全面的に副業を許可している企業のほうが、社員のスキル向上やモチベーションのアップといったプラスの効果を感じているという結果も出ています。今後は、コンプライアンスやリスク回避もしっかり踏まえて、今後ますます広がる“多様な働き方”に対応していく必要があるでしょう。

【参考】パーソル総合研究所「副業の実態・意識調査」

<https://rc.persol-group.co.jp/news/201902150001.html>

障害者雇用をめぐる最近の動き

◆平成 30 年 4 月からの障害者雇用率制度

すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率が、平成 30 年 4 月 1 日から次のように変わっています。民間企業 2.0%→2.2%。国、地方公共団体等 2.3%→2.5%。都道府県等の教育委員会 2.2%→2.4%。

◆平成 30 年 12 月公表の「平成 30 年国の機関等における障害者雇用状況の集計結果」

例年、一般事業主、国、地方公共団体及び独立行政法人等は、6 月 1 日時点の障害者雇用の状況を報告しなければならず、それを受けて 12 月に厚生労働省から「障害者雇用状況の集計結果」が公表されます。平成 30 年 12 月の公表では、「国の機関等における障害者雇用状況の集計結果」とされ、民間企業についての記述はありませんでした。民間企業については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成 31 年 3 月末までに公表する予定とされています。

12 月の集計結果によると、行政や司法など国の機関での 2018 年 6 月時点の障害者雇用率が 1.22%でした。法定雇用率の 2.5%を満たすには計算上で約 4,300 人不足し、8 割以上の機関が基準を達成していませんでした。障害者雇用については、国や地方自治体の機関で水増しが相次いで発覚し、各機関が法定雇用率の達成に向け採用を急いでいます。

◆障害者雇用率未達成の省庁は予算減額

民間企業では、障害者雇用率を達成すると、超過人数 1 人につき月 2.7 万円の調整金が支給されます。一方、未達成の場合は、不足人数 1 人につき月 5 万円の納付金が徴収されます。このペナルティーが民間企業だけにあり、国等の機関にないのは不公平だとの批判が以前からありました。

政府は来年度から、法定雇用率を達成できなかった省庁の予算を減額する方針を決めました。国の機関では不足 1 人につき、翌年度の予算から 60 万円を減額します。減額対象の予算項目は備品購入などに充てられる「庁費」とします。

◆障害者手帳のカード化、自治体判断で 4 月から

厚生労働省は、以前から障害者手帳をカード化する方針を打ち出していましたが、この 4 月にも省令を改正し、各自治体の判断で障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳をカード化できるようにする方針を決めました。現在の身体障害者手帳は縦 11.4 センチ、横 7.5 センチで、「持ち運びしにくく、劣化しやすい」など、

障害者などからカード型に変更するよう求める声がありました。カード型の手帳は耐久性のあるプラスチックなどの素材を利用し、運転免許証やクレジットカードと同じ大きさにします。また、カードに氏名や住所、障害の度合いなどを記載します。

4 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

15 日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 [市区町村]

4 月 30 日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業 4 日未満、1 月～3 月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付 [都道府県・市町村]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第 1 期> [郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。
※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭りと重なる場合は、翌日になります。

～当事務所よりひと言～

いつもお世話になり誠にありがとうございます。新しい年度が始まりました。新事業の立ち上げ、採用、退職、異動、引越し、扶養の追加・削除、36 協定の作成など年度の切り替わりに様々なご依頼が来ております。変更の手続き等ございましたらご連絡お願い致します。